百十　保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	六十万九千円	
百十一　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円	
百十二　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円	
百十三　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百十四　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百十五　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百十六　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百十七　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百十八　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百十九　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円	
百二十　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百二十一　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百二十二　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百二十三　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円	
百二十四　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円	
百二十五　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百二十六　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百二十七　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百二十八　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円	
百二十九　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円	
百三十　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百三十一　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円	
百三十二　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円	
百三十三　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円	
百三十四　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百三十五　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百三十六　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円	
百三十七　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百三十八　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円	
百三十九　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百四十　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十八万千円	
百四十一　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	四十二万二千円	
百四十二　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円	
百四十三　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	四百九十六万千円	
百四十四　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	七十九万六千円	
百四十五　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	四十二万二千円	

備考

一　特定装置審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに定める額とする。

イ　特定装置審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が当該特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定により適用する特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用する保安基準第二章の関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。